



# 環境インフォメーション

Information on environment



【過去の事例 郡川河川敷】

**注意!** 決められた処分方法に従わず、ごみや廃棄物を路上や空き地、山林などに捨てる**不法投棄**は、周囲の景観を損なうだけでなく、自然環境を破壊し、生活環境にも悪影響を及ぼすため、法律で禁止されています。

**不法投棄した人は 懲役罰金が科せられます**  
不法投棄した人は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

**土地の所有者管理者の皆さんも気を付けてください**  
不法投棄物の処理責任は投棄者にあります。日頃から次のことに努め、不法投棄を防止しましょう。

- 土地に立ち入らないように柵やロープを設置する
- 不法投棄禁止などの看板を設置する
- 雑草が繁茂しないよう草刈りを定期的に行う
- 定期的に見回る

**不法投棄を発見した場合はすぐに連絡を!**

不法投棄の現場を見かけた人は、すぐに警察や県央保健所、環境保全課へ連絡してください。

- 大村警察署 ☎0110
- 県央保健所 ☎2633005
- 環境保全課(内線143)

## 家電は適正な廃棄を

家電の適正なリサイクルと不法投棄防止にご協力ください。  
対象家電  
テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

- 古い家電のみの廃棄
- 購入した店舗に依頼する
- 市内大型家電販売店や一部の家電販売店へ依頼する
- 新しい家電購入店に引き取りを依頼する

**注意!** 違法な不用品回収業者との料金トラブルなどの事例が全国で発生しています。十分ご注意ください。

■環境保全課(内線143)

## PCB廃棄物を保管している事業者の皆さんへ

ポリ塩化ビニル(PCB)廃棄物を処分しないまま保管している事業者は、平成28年7月までに適正に処理することや、毎年度6月末までに、その保管状況などを届け出ることが義務づけられています。

**注意!** PCBは、主に電気機器(高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器など)に使用されていましたが、生体・環境への影響が明らかになり、昭和47年に製造が中止されました。

■県廃棄物対策課 ☎065(665)2373

## 野焼きはやめましょう

野焼きは、原則禁止されています。地面上の直接焼却だけでなく、ドラム缶やブロック囲い、家庭用焼却炉での焼却も禁止されています。

- 災害の予防、応急対応、復旧のために必要なもの
- 風俗習慣上、宗教上の行事のために必要なもの
- 農・林・漁業を営むためにやむを得ないもの

**注意!** 例外的に認められていますが、必要最小限にとどめ、時間帯や風向きなどに注意して、周囲に迷惑がからないように配慮してください。

**注意!** 家庭や事業所で使用できる焼却炉は、次の全てを満たさなければ使用できません。  
○摂氏800度以上でごみを燃やすことができる

- 外気と遮断された状態で、ごみを定量ずつ焼却室に投入できる
- 焼却室の温度を測定するための装置(温度計)がある
- 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置(バーナーなど)がある
- 焼却に必要な量の、空気の通風を行うことができる

■環境保全課(内線143)